

# 府中市分別収集計画

令和2年3月31日

## 1 計画策定の意義

府中市では、循環型社会の形成を目指し、平成27年度市民1人1日当たりのごみ・資源物の排出量631gから令和3年度までに595gを目標とし、資源物を含めた総ごみ量の削減を進めている。

また、ごみ量削減のためには、一般廃棄物の中でも相当な割合を占める容器包装廃棄物の分別収集と3R、とりわけリデュース（発生抑制）とリユース（再使用）を意識した生活環境への転換を図ることが重要である。

本計画は、このような状況のなか、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（以下「容器包装リサイクル法」という。）第8条に基づいて、一般廃棄物の中で相当の割合を占める容器包装廃棄物を分別収集し、最終処分量の削減を図る目的で、市民・事業者・市がそれぞれの役割や、具体的な推進方策を明らかにするとともに、関係者が一体となって取り組むべき方針を示すものである。

## 2 基本的方向

本計画を実施するにあたっての基本的方向を以下に示す。

- ・ごみ・資源物の排出抑制、再使用、再生利用を基本とした地域社会づくり
- ・市民・事業者・市の三者の協働の取り組みによる環境負荷の低減

## 3 計画期間

本計画の計画期間は、令和2年4月を始期とする5年間とし、3年ごとに改定する。

## 4 対象品目

本計画は、容器包装廃棄物のうち、スチール製容器、アルミ製容器、ガラス製容器（無色、茶色、その他）、飲料用紙製容器（紙パック）、段ボール、PETボトル、その他プラスチックを対象とする。

## 5 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み

(法第8条第2項第1号)

	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
容器包装廃棄物	7,508 t	7,530 t	7,552 t	7,577 t	7,601 t

## 6 容器包装廃棄物の排出の抑制の促進するための方策に関する事項

(法第8条第2項2号)

容器包装廃棄物の排出抑制の促進を図るため、以下の方策を実施する。

なお、実施にあたっては、市民・事業者・市がそれぞれの立場から役割を分担し、相互に協力、連携を強化することが重要である。

また、分別収集の実施にあたり、ごみ減量等推進市民会議を開催し、具体的な行動につなげることによりごみ減量の推進に努める。

### ・環境・ごみ教育、啓発活動の充実

市職員が小学校や自治会等に出向き、ごみの出し方や減量等について説明するローラー作戦や、ごみ処理施設の見学会などあらゆる機会を活用し、市民、事業者に対して、ごみ排出量の増大、最終処分場のひっ迫、処理経費の急増等ごみ処理の厳しい状況についての情報を提供し、認識を深めてもらう。さらに、ごみ減量・3Rの推進をPRするため、ごみ広報紙の発行や、駅頭、イベント会場でのごみ減量キャンペーンを積極的に実施する。

### ・容器包装材の発生抑制の推進

買い物時のマイバッグ持参運動を推進し、市民にレジ袋の削減を促す。また、ばら売りや量り売りでの商品購入を推進し、容器包装材の発生抑制を促す。

・リターナブル容器、再生資源を原材料として利用した製品の積極的な利用、販売の促進。

## 7 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分（第8条第2項第3号）

最終処分場の残余容量、処理施設の状況及び再商品化計画等を総合的に勘案し、分別収集をする容器包装廃棄物の種類を下表左欄のように定める。

また、市民の協力度、市町村が有する再生施設、収集機材等を勘案し、収集に係る分別の区分は、下表右欄のとおりとする。

分別収集する容器包装の種類	収集に係る分別の区分
主として鋼製の容器包装 主としてアルミニウム製の容器包装	かん
主としてガラス製の容器 無色のガラス製容器 茶色のガラス製容器 その他のガラス製容器	ガラスびん
主として紙製の容器包装であって飲料を充填するためのもの（原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く）	紙パック
主として段ボール製の容器包装	段ボール
主としてポリエチレンテレフタレート（PET）製の容器であって飲料又はしょうゆを充填するためのもの	ペットボトル
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	ペットボトル以外のプラスチック製容器包装

8 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み  
(法第8条第2項第4号)

	2年度		3年度		4年度		5年度		6年度	
主としてスチール製の容器	267 t		262 t		256 t		251 t		246 t	
主としてアルミ製の容器	321 t		319 t		316 t		313 t		310 t	
無色のガラス製容器	(合計) 754 t		(合計) 746 t		(合計) 739 t		(合計) 731 t		(合計) 724 t	
	(引渡) 754 t	(独自処理) 0 t	(引渡) 746 t	(独自処理) 0 t	(引渡) 739 t	(独自処理) 0 t	(引渡) 731 t	(独自処理) 0 t	(引渡) 724 t	(独自処理) 0 t
茶色のガラス製容器	(合計) 387 t		(合計) 379 t		(合計) 372 t		(合計) 364 t		(合計) 357 t	
	(引渡) 387 t	(独自処理) 0 t	(引渡) 379 t	(独自処理) 0 t	(引渡) 372 t	(独自処理) 0 t	(引渡) 364 t	(独自処理) 0 t	(引渡) 357 t	(独自処理) 0 t
その他のガラス製容器	(合計) 626 t		(合計) 620 t		(合計) 614 t		(合計) 608 t		(合計) 602 t	
	(引渡) 626 t	(独自処理) 0 t	(引渡) 620 t	(独自処理) 0 t	(引渡) 614 t	(独自処理) 0 t	(引渡) 608 t	(独自処理) 0 t	(引渡) 602 t	(独自処理) 0 t
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの(原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。)	58 t		59 t		59 t		60 t		61 t	
主としてダンボール製の容器	1,687 t		1,704 t		1,721 t		1,738 t		1,756 t	
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの	(合計) 0 t		(合計) 0 t		(合計) 0 t		(合計) 0 t		(合計) 0 t	
	(引渡) 0 t	(独自処理) 0 t	(引渡) 0 t	(独自処理) 0 t	(引渡) 0 t	(独自処理) 0 t	(引渡) 0 t	(独自処理) 0 t	(引渡) 0 t	(独自処理) 0 t
主としてポリエチレンテレフタレート(PET)製の容器であって飲料又はしょう油	(合計) 622 t		(合計) 628 t		(合計) 634 t		(合計) 640 t		(合計) 646 t	
	(引渡) 605 t	(独自処理) 18 t	(引渡) 611 t	(独自処理) 17 t	(引渡) 616 t	(独自処理) 18 t	(引渡) 622 t	(独自処理) 18 t	(引渡) 628 t	(独自処理) 18 t
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	(合計) 2,785 t		(合計) 2,813 t		(合計) 2,841 t		(合計) 2,869 t		(合計) 2,898 t	
	(引渡) 2,785 t	(独自処理) 0 t	(引渡) 2,813 t	(独自処理) 0 t	(引渡) 2,841 t	(独自処理) 0 t	(引渡) 2,869 t	(独自処理) 0 t	(引渡) 2,898 t	(独自処理) 0 t
(うち白色トレイ)	(合計) 0 t		(合計) 0 t		(合計) 0 t		(合計) 0 t		(合計) 0 t	
	(引渡) 0 t	(独自処理) 0 t	(引渡) 0 t	(独自処理) 0 t	(引渡) 0 t	(独自処理) 0 t	(引渡) 0 t	(独自処理) 0 t	(引渡) 0 t	(独自処理) 0 t

## 9 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の見込み

特定分別基準適合物等の量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み

直近年度の収集実績 × 収集量の変動率 × 人口変動率

### 10 分別収集を実施する者に関する基本的な事項（法第8条第2項第5号）

分別収集は、現行の収集体制で行う。なお、7で掲げたもの以外の容器包装廃棄物は、引き続き次のとおり取り扱う。

その他の紙製容器包装は、容器包装廃棄物以外の雑紙と混合して収集し、資源化する。

上記品目については、今後、同様の処理方法を継続する場合と、容器包装リサイクル法に則した処理をした場合の効果や処理費用等を比較勘案し、必要に応じて同法に則した処理に切り換える。

### 11 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項（第8条第2項第6号）

かん、びん、PETボトルについては、現在、リサイクルプラザ及びリサイクルセンターで処理しており、今後も同様の方法を継続する予定である。

また、紙パック・段ボールは、収集後、直接委託処理場へ搬送する予定である。

### 12 その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項 (法第8条第2項第7号)

市民や事業者の意見、要望を反映させ、容器包装廃棄物の分別収集を円滑かつ効率的に進めていくため、市民や事業者等からなる廃棄物減量等推進審議会において、廃棄物減量等の推進に取り組む。

自治会等市民団体による集団回収を促進するため、奨励金の交付、回収機材の貸与などの支援を行う。